

電氣設備工事積算要領

平成23年5月

横浜市建築局公共建築部

目 次

第1 総説		
1	目的	1
2	工事費の構成	1
3	複合施設共用部分の工事費按分	1
4	消費税等	1
5	工事の種別	2
6	新営工事と改修工事	2
7	積算のための参考出版物	5
第2 直接工事費の積算		
1	R I B C単価	6
2	資材単価	6
3	労務単価	7
4	機械器具費	7
5	運搬費・搬入費等	7
6	試験調整費	7
7	立会検査費	7
8	材料支給の扱い	8
9	撤去・処分	8
10	金額の端数処理	8
11	「公共建築工事積算基準等」の歩掛りに関する補足説明	9
12	見積の徴収	10
13	単価の別途設定	11
(様式)	見積依頼書	12
(様式)	工事積算に係わる見積徴収について	13
(様式)	見積依頼先リスト	14
第3 共通費		
1	一般事項	15
2	共通仮設費の算定	16
3	現場管理費の算定	17
4	一般管理費等の算定	17
5	設計変更における共通費の扱い	18
6	工事の一時中止に伴う増加費用	18
7	共通費算出方法の図示	19
表1	共通仮設費	20
表2	現場管理費	20
表3	一般管理費	21
表4	電気設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容	21
図1	電気設備工事の工事費算出方法	22
図2	労務費の比率が著しく少ない単独発注工事の工事費算出方法	23
別表1	共通仮設費率	24
別表2	現場管理費率	25
別表3	一般管理費等率	26
別表4	一般管理費等率補正係数	26

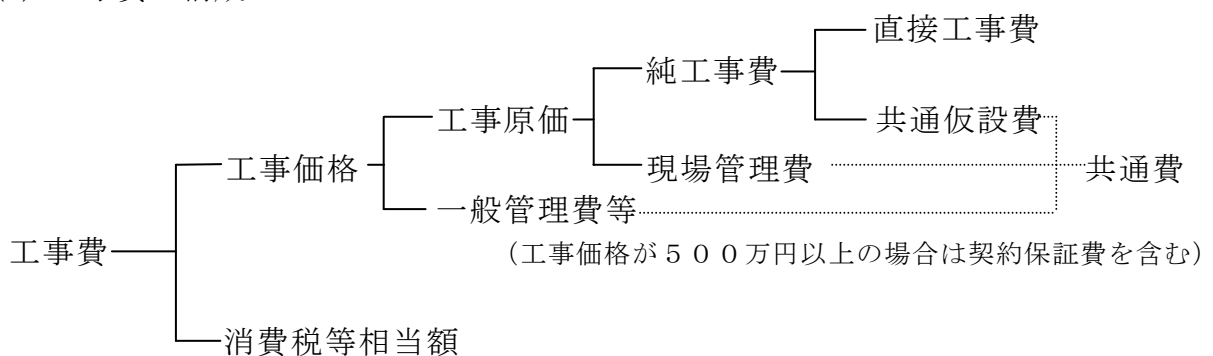
第 1 総説

1 目的

この積算要領は、横浜市建築局の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という）の積算について必要な事項を定め、もって、工事費の適正な積算に資することを目的とする。

2 工事費の構成

(1) 工事費の構成



工事価格 = 直接工事費 + 共通費

共通費 = 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等

(2) 各費用の説明

直接工事費： 工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含め、工事種目ごとに区分して積算する。

共通仮設費： 各工事種目に共通の仮設に要する費用で、国土交通省「公共建築工事共通費積算基準」（以下「共通費積算基準」という）による。

現場管理費： 工事施工に当たり、工事を管理するために必要な経費で、共通仮設費以外の経費であり、内容は「共通費積算基準」による。

一般管理費等： 工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。その内容は「共通費積算基準」による。

3 複合施設共用部分の工事費按分

一体的に整備する複合施設の共用部分の工事費按分は、原則として面積比によるものとする。ただし、各施設による共用部分使用の割合が大きく異なる等面積比によりがたいときは、別途定める。

4 消費税等

(1) 消費税等相当額

消費税等相当額を含まない価格で積算した工事価格に消費税等相当額の率を掛けたものを消費税等相当額とする。（端数処理はしない。）

(2) 積算に使用する資材単価

積算に使用する資材単価は、消費税等相当額抜きの単価とする。市場価格、見積価格等に消費税等相当額が含まれているときは、消費税等相当額抜きの価格にする。

(3) その他

「建設機械等損料表」（日本建設機械化協会）に掲げる損料は、消費税等相当額を含まない損料として扱う。

5 工事の種別

(1) 一般工事

通常の建築本体工事であり、この内の電気設備工事を指す。

(2) その他工事

通常の建築本体工事に含まれない工事等で以下のものを指す。

ア 電波障害防除設備工事（個別アンテナ設置方式を除く）

イ その他上記に類する専門的な工事の割合が高い工事

(3) 下請け工事

電気設備工事が小規模の場合、電気設備工事を建築工事や機械設備工事に含めることができる。逆に小規模な建築工事や機械設備工事を電気設備工事に含めることもできる。このような工事を下請け工事と呼ぶ。

なお、小規模の場合とは「電気設備工事積算要領の運用」による。

(4) 昇降機設備工事

通常、メーカーに発注するエレベーター、エスカレーター設備等の工事。

6 新営工事と改修工事

(1) 一般事項

「新営工事とは、建築物等の新築、改築及び増築工事をいう。また、「改修工事」とは、建築物等の模様替え及び修繕をいう。

(2) 改修工事の分類（執務者の有無による）

ア 全館無人改修

建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事。

イ 執務並行改修

建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、工事を行う場所と執務中の場所が区画されている状態（1フロア毎に無人状態で施工が可能な改修工事の場合であっても、上下階で施工の影響がある）でも執務並行改修の扱いとする。

なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

ウ 分類上の留意事項

建物内の一部でも執務者が利用している状態で行う改修は執務並行改修として扱う。ただし、利用部分の割合が極めて小さく、改修工事による影響

も受けない場合は全館無人改修とする。また、同一工事で複数棟の改修を行う場合は各棟ごとに分類し積算する。

エ 単価の適用

単価の摘要の標準は、全館無人改修の場合は標準単価を適用し、執務並行改修の場合は改修割増単価を適用し、適用工種は下表による。

- ・全館無人改修—— 標準単価
- ・執務並行改修—— 改修割増単価

* 執務並行改修（改修割増単価）適用工種

工 種	執 務 並 行 改 修	備 考
		凡例 —：標準単価 ○：改修割増単価
配管工事	○	
配線工事	○	
接地工事	○	
塗装工事	○	
機器搬入	○	
電灯設備	○	
動力設備	○	
雷保護設備	○	屋上施工を含む
受変電設備	○	
電力貯蔵設備	○	
架空線路	—	
地中線路	—	
構内交換設備	○	
情報表示・拡声設備	○	
誘導支援設備	○	
テレビ共同受信設備	○	屋上施工を含む
監視カメラ設備	○	屋上施工を含む
火災報知設備	○	
撤去（再使用しない）	—	
撤去（再使用する）	—	
再取付	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	

オ 改修工事の積算に用いる単価の種類

(ア) 標準単価

標準歩掛りによる複合単価及び市場単価並びに補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。

(イ) 改修割増単価

標準歩掛りによる複合単価は労務所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価を執務並行改修工事に適用する場合は、下表による改

修割増率を乗じて算定する。

なお、著しく作業効率が悪い場合においては、実状を考慮し算定する。

* 市場単価及び補正市場単価 改修割増率

細目	摘要	単位	改修割増率
ねじ無し電線管	ねじ無し電線管 (EP)	m	1.16
薄鋼電線管	薄鋼電線管 (CP)	m	1.16
厚鋼電線管	厚鋼電線管 (GP)	m	1.16
硬質ビニル電線管	硬質ビニル電線管 (VE)	m	1.17
硬質ビニル電線管	耐衝撃性硬質ビニル電線管 (HIVE)	m	1.17
合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管 (CD)	m	1.19
合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管 (PF単管)	m	1.18
線ぴ	2種金属線ぴ	m	1.16
線ぴ	線ぴ用ジャンクションボックス・コンセントボックス	個	1.16
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき(100g/m ²)製 焼付け又は粉体塗装	m	1.15
ケーブルラック	はしご形 ZM溶融亜鉛めっき(350g/m ²)製	m	1.15
ケーブルラック	はしご形 アルミ製	m	1.14
ケーブルラック	トレー形 溶融亜鉛めっき(275g/m ²)製	m	1.13
ケーブルラック	はしご形 ZMBS溶融亜鉛めっき(100g/m ²)製	m	1.11
位置ボックス	金属製ボックス	個	1.19
位置ボックス	合成樹脂製ボックス	個	1.18
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	1.19
プルボックス	露出形(鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m ²	1.10
プルボックス	露出形(鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m ²	1.09
プルボックス	露出形(ステンレス製)	m ²	1.06
プルボックス	露出形(硬質ビニル製)	m ²	1.14
プルボックス	接地端子	m ²	1.00
防火区画貫通処理	ケーブルラック用(壁・床)	箇所	1.12
防火区画貫通処理	金属管・丸型用	箇所	1.04
600V絶縁電線	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	m	1.13
600V絶縁電線	600Vビニル絶縁電線(IV)	m	1.13
600V絶縁電線	600V二種ビニル絶縁電線(HIV)	m	1.13
600V絶縁ケーブル	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル(EM-EEF)	m	1.15
600V絶縁ケーブル	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル(VVF)	m	1.17
電動機その他接続材	金属製可とう電線管	箇所	1.09

7 積算のための参考出版物

- (1) 「公共建築工事積算基準」
 - 【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - 【編集】【発行】(財)建築コスト管理システム研究所
 - 【発売】(株)大成出版社
- (2) 「公共建築工事積算基準の解説〔設備工事編〕」
 - 【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - 【編集】【発行】(財)建築コスト管理システム研究所
 - 【発売】(株)大成出版社
- (3) 「公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)・同解説」
 - 【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - 【編集】【発行】(財)建築コスト管理システム研究所
 - 【発売】(株)大成出版社
- (4) 「建築工事見積標準書式集〔設備工事編〕」
 - 【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - 【編集】【発行】(財)建築コスト管理システム研究所
 - 【発売】(株)大成出版社
- (5) 「建築設備計画基準」
 - 【監修】国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - 【編集】(社)公共建築協会
 - 【発行】(財)全国建設研修センター
- (6) 「建築設備工事の積算」
 - 【編集】経済調査会積算研究会
 - 【発行】(財)経済調査会
- (7) 「電気設備工事積算実務マニュアル」
 - 【発行】(有)全日出版社
- (8) 「建築コスト情報」
 - 【発行】(財)建設物価調査会
- (9) 「建築施工単価」
 - 【発行】(財)経済調査会
- (10) 「建設物価」
 - 【発行】(財)建設物価調査会
- (11) 「積算資料」
 - 【発行】(財)経済調査会

第2 直接工事費の積算

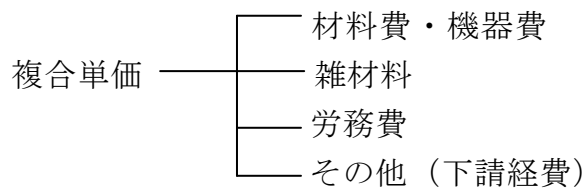
1 RIBC単価

単価は原則として、RIBC（リビック：営繕積算システムの略称）で供給される標準単価（複合単価、市場単価及び合成単価）及び、改修割増単価（割増複合単価、割増市場単価及び合成単価）を使用する。

(1) 複合単価

次のような構成の単価を指し、「材工共単価」又は「施工単価」と呼ばれる。

ア 複合単価の構成



イ 複合単価の選択

RIBCの複合単価は、国土交通省が定めた歩掛りによるものと、横浜市建築局独自の歩掛りによるものがある。両者に類似の複合単価がある場合は、できるだけ国土交通省が定めた歩掛りによる複合単価を採用する。

(2) 市場単価

歩掛りによる積み上げ積算方式に代えて、材料費、労務費、下請経費等を含む単位工事当たりの市場での取引価格である。

市場単価は毎年、段階的に積み上げによる複合単価から移行するので、移行した市場単価を利用する。

市場単価項目については、刊行物を参照のこと。

(3) 合成単価

いくつかの複合単価を合成して作られる単価である。

(4) 改修割増単価

建物に執務者がいる状態で行う改修工事（執務並行改修）の積算に用いる単価である。

2 資材単価

RIBCに単価がない場合は次による。（優先順）

(1) 同種の資材単価が他工事で確認されていて、変動がないと認められる場合の単価（工事担当課で定める単価）

(2) 上記にない場合は、積算時における最新の物価資料の掲載価格を参考に決める。

(3) 上記にない場合は、原則として複数社のカタログより単価を決める。

(4) 特別注文品は、見積より単価を決める。

3 労務単価

- (1) 労務単価は、公共事業労務費調査に基づく、横浜市道路局のホームページに掲載されている「公共工事設計労務単価表」の単価を採用するが、これにより難しい職種については、他の職種を適宜読み替えることができる。
- (2) 時間外、休日及び深夜の労働についての労務単価は、別途算定する。

4 機械器具費

機械器具費は、「請負工事機械経費積算要領」による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

5 運搬費・搬入費等

- (1) 一般材料及び機器類の運搬費は価格の中に含まれるが、仮設材料機械器具については、必要に応じ往復を計上する。
- (2) 残土運搬処分費等は、「建築工事積算マニュアル」により積算する。
- (3) 重量物又は大容積の機器等を指定階の指定場所まで運び入れ、基礎上に荒組立てする費用については、「機械設備工事積算要領」により積算する。

6 試験調整費

所要の設備運転機能を確保するため行う機器調整、及び各種検査のため行う試験に直接必要とする費用であり、特別高圧受変電設備工事、発電設備工事、中央監視制御設備工事、構内交換装置設備工事、舞台照明設備工事、及び舞台音響設備工事について計上する。

それ以外の設備については、それぞれの複合単価に含まれているものとして計上しない。

7 立会検査費

火災報知設備、非常放送設備に立会検査費を計上する。

また、改修工事等の自家用電気工作物の電気主任技術者業務で、関東電気保安協会等の立会が必要な場合は、立会検査費を計上する。

なお、次の事項に注意する。

- (1) 工事を数件合併入札又は随意契約する場合は、主工事（設計金額の大きいもののみ計上する。
- (2) 同一敷地内で数社に発注する場合は、工事毎に計上する。
- (3) 追加工事については、完成時期が当初工事と同時期の時は計上せず、時期が異なる時は計上する。
- (4) 防災用連動制御盤は、P型1級受信機に準ずる。

8 材料支給の扱い

材料を支給する場合は、当該複合単価の材料費をゼロにする。

9 撤去・処分

(1) 撤去

次に示す撤去工事は、原則として電気設備工事で撤去費を計上する。

ア 躯体を残す場合

躯体のみを残し内装をすべて取り壊す場合の撤去費は、打ち込み配管を除き配管・配線を含め原則すべての電気設備について、電気設備工事で撤去費を計上する。

イ 躯体を残さない場合

コンクリート躯体ごと解体する場合は、解体工事に支障がない状態にするために必要なもの（盤類、照明器具、ケーブル・電線、その他）を撤去する。また、撤去費は見積等により計上する。

ただし、次のものはその都度別途撤去費を計上する。

(ア) 既存設備との取り合いに必要なもの（分電盤・端子盤までの配線の切離し撤去等）

(イ) 有害物質を含むもの等（PCB使用機器、バッテリー、油入変圧器等）

(2) 発生材の処分

ア 発生材の処分については、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書 第3章 2 建設副産物の処理」に基づく処理方法により処分費を計上する。

(ア) 本処分費は、一般管理費等の対象とし、共通仮設費及び現場管理費の対象としない。ただし、共通仮設費率及び現場管理費率は、これらの費用を加えて算定する。

イ 有価物（電線、ケーブル等）の処分については、次のように積算する。

発生材に残存価値があり、かつその価値から処分に係わる経費（運搬費、電線被覆の剥ぎ取り経費、被覆材の処分費等）を差し引いても、なお正の価値があると認められる場合はスクラップ控除を行い、設計書に減額計上する。

(ア) 解体、改修工事で、解体部分の面積が5,000㎡を超える工事については、上記試算を行い、正の価値が出た場合に設計書に計上する。

(イ) 対象電線等のサイズは2mm²（1.6mm）以上とする。

(ウ) 積算は刊行物の単価を使用する。

ウ 蓄電池（鉛蓄電池、アルカリ蓄電池）の撤去工事は、処分費を計上する。

10 金額の端数処理

(1) 資材単価の端数処理

資材単価は小数点以下を切り捨てる。

(2) 複合単価の端数処理

- ア 100円未満は、小数点以下を切り捨てる。
- イ 100円以上10,000円未満は、1円の位を切り捨てる。
- ウ 10,000円以上100,000円未満は、10円の位以下を切り捨てる。
- エ 100,000円以上は、100円の位以下を切り捨てる。

(3) 複合単価作成過程での端数処理

見積単価を基に複合単価を作成する場合の端数処理は次による。

- ア 資材単価は、小数点以下を切り捨てる。
- イ アにて算出した資材及び労務単価を合算した後、(2)「複合単価の端数処理」に準じて端数処理し複合単価とする。

(4) 工事価格の端数処理

工事価格は百万円以上（7桁以上）は上から5桁目を切り捨て、百万円未満（6桁以下）は100円の位を切り捨てる。

なお、消費税等相当額を加算した請負工事費は端数処理をしない。

1.1 「公共建築工事積算基準等」の歩掛りに関する補足説明

(1) 電灯設備工事

耐圧防爆型照明器具の据付歩掛りは、一般照明器具の電工歩掛りの1.5倍とする。

(2) 電力設備工事

ア 電動機その他結線費

電極結線において、電極本体の取付けのみは、0.5人とする。

（電極結線を含む電極本体の取付0.7人-電極結線0.2人=0.5人）

イ 電灯分電盤及び動力制御盤

(ア) 共通事項

開閉器の定格電流は、フレーム値でなくトリップ値を適用する。

ただし、ノントリップ型開閉器はフレーム値を適用する。

(イ) 開閉器の定格電流の選定は、トリップ値と同等又は直近上位の値を採用する。

(ウ) 電灯分電盤

リモコンリレー等の配線器具を分電盤に組み込む時は配線器具の歩掛を適用する。

ウ 架空線路

高圧気中開閉器（地絡継電器付）等の歩掛りは、地絡継電器の取付け費及び動作試験調整費を含む。また、地絡継電器を取付ける（柱上、キュービクル内）費用も、歩掛りに含む。

(3) 通信・情報設備工事

ア 火災報知設備

(ア) R型受信機の据付費は、見積を徴収して行う。

(イ) R型受信機の立会検査は、P型1級受信機の場合を準用する。

(ウ) 多信号型感知器を使用する場合、配線本数が同じならば一般品の歩掛を適用

する。

(エ) 消防署の関係書類等手続きは、現場管理費に含まれている。

1 2 見積の徴収

(1) 一般事項

ア 見積依頼に際しては、仕様書、内訳書、見積条件、図面等必要事項を明記又は添付し、解釈に相違が生じることなく、見積内容が正確に相手方に伝わるようにする。仕様書、内訳書に関しては、「建築工事見積標準書式集〔設備工事編〕(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」を参照する。

イ 見積に当たっては、できるだけ詳細な内訳書の提出を求める。

ウ 標準歩掛りで据付費を算定できない場合も、見積によることができる。その時、試験調整費用等が据付費に含むか否かを明記して見積依頼する。

エ メーカーが提出した見積書を比較する場合に、大幅な価格差のある見積書については、内容をよく調査し、その理由を検討して、必要があれば見積書の再提出を求める。

オ メーカー発注工事の見積は、据付費及び経費の有無を確認する。また、据付費に試験調整費等が含まれているかを確認する。

(2) 依頼業者の選定方法

ア 機器価格の見積は、直接メーカー又はその代理業者を選定する。

イ 既設機器のオーバーホール等に係わる場合は、既設機器の製造及び販売業者を選定する。

ウ メーカー発注工事の工事価格見積は、メーカー又はその代理業者を選定する。

エ 選定にあたっては、見積の種類、内容、対象項目における業者の技術水準、過去の実績及び発注形態、工事規模、製品の流通経路等を考慮する。

(3) 依頼の方法

ア 依頼の方法

(7) 「見積依頼書」、「工事積算に係わる見積徴収について」、「見積依頼先リスト」を作成し、課長決裁を受けた後、見積を依頼する。

(8) 依頼業者が見積内容を的確に理解できるための必要な資料(仕様書及び図面等)を添付して、各業者に対して公平に依頼する。

イ 見積期間

見積期間は、見積内容・見積条件を十分理解し、見積を行うのに必要な期間を設けなければならない。

(4) 依頼の内容

見積を依頼する内容は、次のとおりとする。

ア 範囲・期間

イ 性能・品質・材料・形状・寸法等の仕様並びに数量

ウ 特注事項

- エ 納入場所・引渡し条件
 - オ 経費の有無
 - カ 支給品の品名・数量・引渡し条件
 - キ 主要付属品の内容
 - ク 運搬方法・荷姿
 - ケ 保証期間・保証条件
 - コ 見積有効期間・提出書類及び部数
 - サ 使用条件（目的・場所・環境等特殊な条件で使用する場合）
 - シ 製作仕様・外形図・結線図等の参考資料
- (5) 見積金額の評価
- 見積金額の価格を決定する際には、次の事項について注意しなければならない。
- ア 機器本体・付属機器・形式・寸法等について、設計図、仕様書の内容に適合したものであるかの確認が必要である。
 - イ 機器によっては、特注品と市販品の区別を確認しないと、価格差が大きくなってしまうことがあるので、注意する。
 - ウ 類似する最近の工事における実績価格と比較して、その後の経済情勢・取引市場を考慮して価格の妥当性を確認する。

1 3 単価の別途設定

R I B C単価やこの積算要領で規定する方法で定めた単価が適当でないと認められる場合については、工事担当課で別途単価を設定することができる。

平成 年 月 日

見積依頼書

様

横浜市建築局電気設備課長

次のとおり機器・材料等の見積を依頼します。

見積項目	(例) ○○電話機
見積内容（仕様等）	別紙のとおり
見積書提出部数	2部
見積提出期限	平成 年 月 日まで
見積提出先	電気設備課担当者
見積条件	1 工事場所 : 横浜市内 2 受渡 : 工事現場での軒先渡し 3 諸経費 : 税・諸経費は含めない 4 (試験調整費は別途計上) 5 (据付費は別途計上) 6
その他	見積書の宛先は、建築局長

依頼内容について不明な点等がある場合は、下記の担当者まで連絡してください。

横浜市建築局電気設備課
担当 ○○ ○○
TEL 045(671)□□□□
FAX 045(664)□□□□

[NO :]

平成 年 月 日

工事積算に係わる見積徴収について

次の工事において見積が必要なので、別紙見積依頼書により下記業者から見積を徴収します。

工事名 : (例) … 新築工事 (電気設備工事)

見積内容 : 別紙見積依頼書による

記

見積を次の業者に依頼します。

1 別紙見積依頼先リストによる

2

3

4

5

課 長

担当係長	担 当

第3 共通費

1 一般事項

(1) 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」、及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表1、表2、表3の内容と付加利益を一式として計上する。ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

また、その他工事等を単独で発注する場合の共通費は別途算定する。

(2) 新営工事と改修工事を一括発注する場合の取扱

ア 共通費のうち共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

イ 新営工事は新築、改築及び増築工事とし、その他は改修工事とする。

ウ 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の現場管理費率とする。

エ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。

オ 一般管理費は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費率により算定する。

カ 上記ア～オの場合において、新営か改修かを明確に積算区分出来ない場合は、工事金額の大きい工事の率を適用する。

(3) 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合の取扱

ア 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は近接した敷地を一括して算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は近接した敷地における直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

ウ 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(4) 分散する現場の工事を一括発注する場合の取扱

ア 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。

エ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(5) 備品及び処分費に対する共通費の取扱

備品、建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費を含めて発注する場合、これらの費用の共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率は、これらの費用を含む直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。

(6) 後工事の取扱

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済の全ての工事（以下「前工事」という）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

2 共通仮設費の算定

(1) 共通仮設費の算定方法

共通仮設費は、次式により算定する。

共通仮設費 = (直接工事費 × 共通仮設費率) + 積み上げによる共通仮設費

共通仮設費率は、新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表 1 - 1 及び別表 1 - 2、昇降機設備工事については別表 1 - 3 とし、共通仮設費率に含まれる内容は、表 4 とする。

なお、率に含まれない内容は必要に応じ別途積み上げにより算定し加算する。

(2) その他工事を含ませて発注する場合の取扱

一般工事とその他工事を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。

なお、その他工事の共通仮設費は別途算定する。

また、積み上げによる共通仮設費は一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費とその他工事の純工事費に区分する。

(3) 労務費の比率が著しく少ない工事の場合の取扱

労務費の比率が著しく少ない工事を単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。

(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事のいずれかを同一工事で発注する場合の取扱

共通仮設費の算定は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費率により算定し、それらの合計により算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。

3 現場管理費の算定

(1) 現場管理費の算定方法

現場管理費は、次式により算定する。

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費

現場管理費率は、新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表 2-1 及別表 2-2、昇降機設備工事については別表 2-3 とし、設計図書の特記事項以外は表 2 の内容全てが当該現場管理費率に含まれるものとする。

なお、率に含まれない内容は必要に応じ別途積み上げにより算定し加算する。

ただし、要員に関するもの及び工事実績情報 (CORINS) の登録については下記による。

ア 条件明示された要員等の費用 (共通仮設費の費用以外) は、積み上げにより計上する。

イ 工事実績情報 (CORINS) の登録等に要する費用について、工事費 (消費税等相当額含む) が、2,500万円未満の工事は、その費用を積み上げにより計上する。

なお、2,500万円以上の工事費は、その率に含まれる。また、500万円未満の工事費は、登録を必要としない。

(2) その他工事を含ませて発注する場合の取扱

一般工事とその他工事を含ませて発注する場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

なお、その他工事の現場管理費は別途算定する。

(3) 労務費の比率が著しく少ない工事の場合の取扱

労務費の比率が少ない工事を単独で発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事のいずれかを同一工事で発注する場合の取扱

現場管理費の算定は、それぞれの工事種別毎の現場管理費率により算定し、それらの合計により算定する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。

4 一般管理費等の算定

(1) 一般管理費等は表 3 の内容と付加利益について、一般管理費等率により算定し、必要に応じて契約保証費の加算等を行い次式により算定する。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 + 積み上げによる一般管理費等

一般管理費等率は、当該工事すべての工事原価の合計額を対象額とし、電気設備工事については別表 3-1、昇降機設備工事については別表 3-2 とする。

なお、建築工事、電気設備工事、機械設備工事のいずれかを同一工事で発注する場合は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

- (2) 前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は別表4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じるものとする。
- (3) 契約保証費については、別途算定する。ただし、設計変更においては算定しない。

5 設計変更における共通費の扱い

(1) 共通仮設費

設計変更における共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事に含めたとした場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

(2) 現場管理費

設計変更における現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事に含めたとした場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場経費を控除した額とする。

(3) 一般管理費等

設計変更における一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

(4) 契約締結後に積算要領が改定されたとき

改定前の積算要領に基づいて設計変更を行う。ただし、著しい物価変動等があり改定前の積算要領に基づくことが適当でないときは、この限りではない。

6 工事の一時中止に伴う増加費用

工事を一時中止した場合の増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事再開準備に要する費用）の算定は、「工事の一時中止に係るガイドライン」（横浜市）による他、以下による。

- (1) 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「工事現場の維持等に要する費用」という）に本支店における増加費用を加算した費用とする。
- (2) 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積を求め、それを参考に積み上げ計上する。
- (3) 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げで算定したものがある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。
- (4) 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理

費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

- (5) 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。

なお、設計変更においても同様とする。

7 共通費算出方法の図示

図1、及び図2による。

表1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費 仮 設 建 物 費 工 事 施 設 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用 監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用 仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費 屋外整理清掃費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費 そ の 他	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用 材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当 施工図等作成費	現場従業員の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与 施工図等を外注した場合の費用
退 職 金 法 定 福 利 費	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金 現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費 補 償 費	通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額 そ の 他	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額 会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表3 一般管理費

項 目	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表4 電気設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

費用区分			電気設備工事	下請け工事（建築、機械）
工 事 原 価 格	工 事 費	純 直接工事費	直接工事費 [電気]	+ 下請け直接工事費 [建築、機械]
		共通仮設費	$\underbrace{\text{直接工事費 [電気]} \times \alpha \text{ [電気]}}_{\text{共通仮設費 [電気] (\alphaは全直工に対する率)}}$	+ $\underbrace{\text{下請け直接工事費 [建築、機械]} \times \text{[各工事の率]}}_{\text{共通仮設費 [建築、機械]}}$
		現場管理費	$\underbrace{(\text{直接工事費 [電気]} + \text{共通仮設費 [電気]}) \times \beta \text{ [電気]}}_{\text{現場管理費 [電気] (\betaは全純工に対する率)}}$	+ $\underbrace{\text{下請け直接工事費 [建築、機械]} + \text{共通仮設費 [各工事の率]}}_{\text{現場管理費 [建築、機械]}}$
	一般管理費等	$\underbrace{\text{工事原価} \times \gamma \text{ [電気]} \times \text{補正係数}}_{\text{一般管理費等}} + \text{契約保証費 (工事価格が500万円以上の場合)}$		
工事価格			直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等 (端数処理する)	
消費税等相当額			工事価格 × 0.05 (端数処理しない)	
工事費			工事価格 + 消費税等相当額	

図1 電気設備工事の工事費算出方法 (建築工事、機械設備工事の込み工事を含む場合)

費用区分			電気設備工事
工事 原 価 格	工 事 費	直接工事費	直接工事費
		共通仮設費	直接工事費 × α × 補正係数 共通仮設費
	現場管理費	現場管理費	純工事費 × β × 補正係数 現場管理費
		一般管理費等	工事原価 × γ × 補正係数 + 契約保証費（工事価格が500万円以上の場合） 一般管理費
工事価格			直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等 （端数処理する）
消費税等相当額			工事価格 × 0.05 （端数処理しない）
工事費			工事価格 + 消費税等相当額

図2 労務費の比率が著しく少ない単独発注工事の工事費算出方

共通仮設費率

別表1-1 新営電気設備工事

直接工事費	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える
共通仮設費率	4.03%	共通仮設費率算定式により算定された率	3.34%
算定式 $Kr = 5.02 \times P^{-0.0273}$ ただし、Kr: 共通仮設費率(%) P : 直接工事費(千円)			
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表1-2 改修電気設備工事

直接工事費	3百万円以下	3百万円を超え3億円以下	3億円を超える
共通仮設費率	3.88%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.03%
算定式 $Kr = 11.93 \times P^{-0.1404}$ ただし、Kr: 共通仮設費率(%) P : 直接工事費(千円)			
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表1-3 昇降機設備工事

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%
算定式 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$ ただし、Kr: 共通仮設費率(%) P : 直接工事費(千円)			
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

現場管理費率

別表2-1 新営電気設備工事

純工事費	3百万円以下	3百万円を超え30億円以下	30億円を超える
現場管理費率	21.24%	現場管理費率算定式により算定された率	7.81%
算定式 $J_o = 67.75 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、 J_o :現場管理費率(%) N_p :純工事費(千円)			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表2-2 改修電気設備工事

純工事費	3百万円以下	3百万円を超え3億円以下	3億円を超える
現場管理費率	20.37%	現場管理費率算定式により算定された率	7.42%
算定式 $J_o = 117.91 \times N_p^{-0.2193}$ ただし、 J_o :現場管理費率(%) N_p :純工事費(千円)			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表2-3 昇降機設備工事

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、 J_o :現場管理費率(%) N_p :純工事費(千円)			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

一般管理費等率

別表3-1 電気設備工事

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.80%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.35%
算定式 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p :一般管理費等率(%) C_p :工事原価(千円) 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表3-2 昇降機設備工事

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	11.20%	一般管理費等率算定式により算定された率	7.52%
算定式 $G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p :一般管理費等率(%) C_p :工事原価(千円) 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表4 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分(%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え15以下	1.04
15を超え25以下	1.03
25を超え35以下	1.01